

# 県内初の統一型制服 市立中学校 新制服決定

●学校教育課(内線366)

学校ごとの価格差の解消や多様性に配慮するため、2年前から検討を進めていた市立中学校の統一型制服が決定しました。令和6年度の新入生から全6校で導入し、令和9年度に完全移行します(関連記事P29)。

## CHECK

ブレザーの胸元には新制服のシンボルマーク。学校ごとに異なる色で縁取られています。

## CHECK

スラックスやスカート、ネクタイ、リボンなど性別問わず自由に選べます。

夏服はポロシャツ!



# Contents

今月の主な項目

- 2 市立中学校新制服決定  
はじめます!  
大村市パートナーシップ宣誓制度
- 3 クローズアップ大村人 草野 俊之介さん
- 4 特集 10/29 大村市長選挙
- 6 特集 10月は乳がん月間
- 9 おおむらニュース
- 10 人事行政運営状況
- 12 市政トピックス
- 13 情報ひろば
- 28 ミライon 歴史資料館特別展&秋の図書館イベント
- 29 オール大村でつくるみんなのひろば
- 32 おおむら秋まつり&ご当地自慢グルメフェア

10/11<sup>水</sup>  
スタート!

はじめます!

## 大村市パートナーシップ宣誓制度

この制度は、一方または双方が性的マイノリティ(※)である二人が、日常生活において、お互いを人生のパートナーとして支え、協力し合う関係であることを市に宣誓し、市が宣誓書受領証を交付する制度です。

※性的マイノリティ…性的指向や性自認などが、「生まれたときの身体の性と心の性が一致する」「恋愛感情が異性に向く」といった多数派とされている人と異なる人の総称。LGBTやLGBTQなども同じ意味合い。

### 宣誓できる人

次の全てに当てはまる人が対象です。

- 民法で規定する成年に達している
- 一方が市内に住所を有している、または転入予定
- 双方に配偶者(事実婚を含む)がない
- 宣誓する相手以外とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族または直系姻族)でないこと  
※養子縁組によって近親者となったものを除く

### 事前受付開始

10月2日(月)

★本制度については、次号で詳しく紹介する予定です。

### 手続きの流れ

- ①宣誓日を7日前までにメール・電話で予約
- ②必要書類を持参の上、2人で来所し、パートナーシップを宣誓
- ③宣誓書受領証の交付を受ける

### 手続き場所

男女共同参画推進センター「ハートパル」  
(プラットおおむら4階)

※必要書類など、詳しくは市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

●男女共同参画推進センター「ハートパル」☎54・8715

✉danjyo@city.omura.nagasaki.jp